

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

（元号）○年 4月 ○日

届出時の許可番号 ○○県（○）第○○○○号
 商号又は名称 霞ヶ関建設株式会社
 郵便番号 ○○○-○○○○
 主たる事務所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号
 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） 国土 太郎
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○
 ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○

（許可行政庁あて）
 ○○地方整備局長
 北海道開発局長
 沖縄総合事務局長
 ○○都道府県知事

殿

記

1 基準日 （元号）○年 3月 31日

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について
 （全て保険のため省略）

3 1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
住宅あんしん保証	2
日本住宅保証検査機構	0
合計戸数	2

今回の届出が0戸の場合

- ・「戸数」欄に「0」と記載
- ・「住宅瑕疵担保責任保険法人名」欄に、1の基準日の10年前の4月1日から前回基準日までの間に1件以上保険契約を締結した住宅瑕疵担保責任保険法人名を記載

4 1の基準日前1年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数

2

注1 「建設新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新築住宅をいう。

注2 「建設瑕疵負担割合」とは、令第3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。

- 注3 2－1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2－2の合計戸数は、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
- 注5 2－5の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。
- 注6 3の「保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅」は「保険証券又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を発注者に提供した新築住宅」を含む。